

SETOGIWA TIMES

発行者：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

① 離婚したあとの姓をどうする？

離婚届を出すときには、夫婦のうちどちらが親権者になるのかを決めなければなりません。役所は、親権者の記入がないと離婚届の書類を受け付けません。

母と父、どちらが親権者となるか・・・家庭裁判所で成立した離婚調停の結果を見ますと、母親を親権者・監護者とするケースが90%を占めています。

離婚すると、結婚する時に姓を変えた人（大部分の場合女性です。以下では「母」と書きます。）は、結婚する前の姓＝旧姓に戻ります。

離婚のあと、子どもが母と同居していても、母と同じ戸籍に入るには母の旧姓と同じ姓にしなければなりません。子どもの姓を母の旧姓に変えるには家庭裁判所の許可が必要ですが、母が親権者の場合は、家庭裁判所の即決制度を使えば一時間ぐらいで結果が出ます。この手続きを「子の氏の変更」といいます。

家庭裁判所への「子の氏の変更許可」審判申立てに要する費用は、手数料として収入印紙800円と連絡用切手代、合計1500円程度です。



「子の氏の変更」により、子どもは、「苗字が変わる」という居心地の悪い事態に直面します。友達は無邪気でありながらも残酷に、「なぜ苗字が変わるの？ どうして？」と聞いたりするでしょう。聞く方は無邪気でも、聞かれる方はなんと答えたらいいのか悩んでしまいます。

旧姓に戻る母も、仕事関係の人や友人などから「どうして？」と聞かれることがあるでしょうが、こちらは大人ですからその気になれば説明できます。

👉 **子どもが悩まなくてもいいようにしたい人**、あるいは仕事上の都合で姓を変えたくない人のために結婚期間中の姓を使い続けるという制度があります。これを「婚氏続称」といいます。離婚したあと3ヶ月以内に役所へ届け出ると結婚期間中の姓をそのまま使い続けることができます。

① 「婚氏続称」で子どもの戸籍はどうなる？



「婚氏続称」の結果、母と子どもは同じ姓となるのですが、母と子どもが同じ戸籍に入るためにはやはり家庭裁判所の許可が必要です。母と子どもが同じ姓であるにもかかわらず、「民法上の氏」・「呼称上の氏」という理解の難しい考え方から、「子の氏の変更」が必要なのです。

① 将来旧姓に戻るには？

将来子どもの進学や自分自身の転職などにより「婚氏続称」の必要が無くなったときは、家庭裁判所に「氏の変更許可」審判申立てをして許可を得れば結婚する前の姓＝旧姓に戻せます。

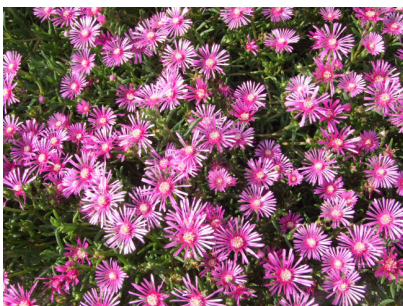
一般的に姓を変えるには「やむをえない理由」が必要ですが、「婚氏続称」から旧姓に戻る場合、裁判所の許可を得ることにあまり心配はないようです。

「離婚すると旧姓に戻るのが原則で、結婚期間中の姓をそのまま使い続けるのは例外なのだから、結婚期間中の姓をそのまま使い続けた人が結婚する前の姓に戻すことに『やむをえない理由』があるかどうかは、他の場合よりもゆるやかに考えるべきだ。」との裁判例があります。

「氏の変更許可」審判申立ての手数料は「子の氏の変更許可」の場合と同じです。家庭裁判所が用意している書類（「家事審判申立書」）に必要事項を書きこみ、母の戸籍謄本（母の旧姓が確認できるもの）1通を添付して提出します。申立てから約1ヶ月で呼び出しがありますので、事情を説明して許可を得ます。

母が旧姓に変わると、同じ戸籍の子どもも旧姓にかわります。（15歳以上の子どもがいる場合は、その子の同意書が必要です）

① 連れ子の入籍と養子縁組



離婚して子どもと同じ戸籍にいた母が、新しい恋人と結婚して婚姻届を出すと、母だけが新しい夫の戸籍に入り、子どもは前の戸籍に残ったままになります。母と同じ戸籍に入るにはこのときも「子の氏の変更許可」が必要で、氏を変更して母の新しい夫の戸籍に入るにはその夫の同意が要ります。

また、母と同じ姓になって同じ戸籍に入っても、母の新しい夫との親子関係ができるためには新しい夫と母の連れ子が養子縁組をしなければなりません。